

小児かかりつけ診療料Ⅰ・機能強化加算について

当クリニックでは継続して受診されている患者様の“かかりつけ医”として次のような取り組みを行っております。

- ・ 急病時の診療や、慢性疾患の指導管理
- ・ 他の医療機関の受診状況およびお薬の処方内容を把握した上での服薬管理
- ・ 発達段階に応じた助言・指導及び健康相談
- ・ 保健・福祉サービスに関するご相談
- ・ 予防接種の接種状況の確認、接種時期の指導、また予防接種の有効性・安全性に関する情報提供
- ・ 必要に応じた専門医・医療機関のご紹介
- ・ 発達障害の疑いがある患者について、診療及び保護者からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行うこと
- ・ 不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談に適切に対応すること
- ・ 「小児かかりつけ診療料」に同意・登録いただいた患者様からの診療時間外の電話等による問い合わせへの対応
やむを得ず電話対応できない場合には下記の小児救急医療電話相談や、提携医療機関にご相談ください。

小児救急医療電話相談	#8000(シャープハチゼロゼロゼロ)
武藏野赤十字病院小児科	0422-32-3111(代表)
東京都立小児総合医療センター	042-300-5111(代表)
杏林大学医学部付属病院	0422-47-5511(代表)

※医療機能情報提供制度「医療情報ネット(ナビイ)」を利用してかかりつけ医機能を有する医療機関を検索することができます。

※小児かかりつけ診療料の算定に伴い「時間外対応加算3」・初診を行った患者様には「機能強化加算」が加算されています。ご了承のほどお願いいたします。

医療法人社団



すこやか武藏野



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当クリニックでは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」(以下、明細書という)を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。
その点をご理解いただき明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。



医療法人社団
すこやか武藏野



長期収載品の処方に係る選定療養について

2024年度診療報酬改定に伴い、2024年10月より医療上の必要があると認められず、患者様のご希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。
※選定療養費には別途消費税も必要になります。

【長期収載品とは】

後発品医薬品《ジェネリック医薬品》のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

【選定療養とは】

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようした制度の一つで保険外診療にあたります。

【対象外になる場合】

医師が医療上の必要性があると判断し長期収載品を処方した場合や後発医薬品の提供が困難な場合については対象外となります。

※省令・告示や具体的な対象医薬品リストなど、詳細については厚労省ホームページをご確認ください。

一般名処方加算について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

保険薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の銘柄名ではなく一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談ください。



医療法人社団

すこやか武藏野



医療情報取得加算について

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、質の高い診療を実施するための十分な情報（薬剤情報、その他必要な情報）を取得・活用して診療を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるように体制を整備しています。

オンライン資格確認システム等により取得した医療情報等を活用して診療を行う他、マイナ保険証の利用や電子処方箋の発行、電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取り組みを、今後導入し実施していく予定としています。



医療法人社団
すこやか武藏野